

令和 6 年度 大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議

「第 2 期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」
に基づく令和 6 年度取組状況の評価（案）について





■ 第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画の概要	・・・・・・・・・	1
■ 令和6年度施策の実施状況の評価（案）について	・・・・・・・・・	4
● 令和6年度施策の実施状況の評価（案）		
・ 個別目標の体系	・・・・・・・・・	4
・ 令和6年度施策の実施状況の評価（案）について	・・・・・・・・・	5
● 基本方針ごとの取組み状況の評価		
・ 基本方針Ⅰ：普及啓発の強化	・・・・・・・・・	6
・ 基本方針Ⅱ：相談支援体制の強化	・・・・・・・・・	9
・ 基本方針Ⅲ：治療体制の強化	・・・・・・・・・	10
・ 基本方針Ⅳ：切れ目のない回復支援体制の強化	・・・・・・・・・	11
・ 基本方針Ⅴ：大阪独自の支援体制の推進	・・・・・・・・・	13
・ 基本方針Ⅵ：調査・分析の推進	・・・・・・・・・	14
・ 基本方針Ⅶ：人材の育成	・・・・・・・・・	15
■ 【参考】令和6年度における関係事業者の取組み	・・・・・・・・・	16
■ 【参考】令和6年度実施の実態調査の結果	・・・・・・・・・	20
■ 【参考】令和7年度 依存症対策強化事業について	・・・・・・・・・	21
■ 【参考】第3期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画について	・・・・・・・・・	22

第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画の概要



■ 基本的な考え方

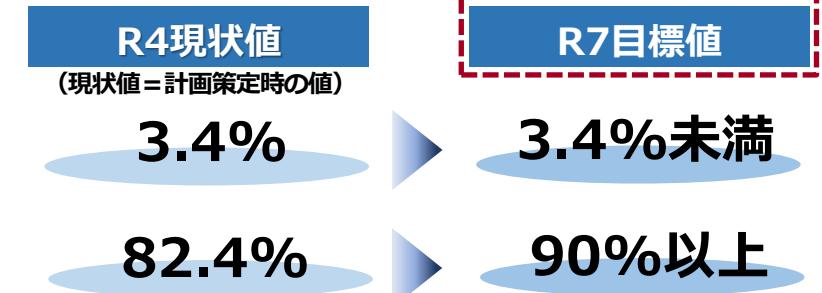
- ▶ 「府民の健全な生活の確保を図るとともに、府民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する」ことを目標に、『7つの基本方針』に沿って『9つの重点施策』のもと、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進する。

■ 全体目標

※計画終了年度の令和7年度末時点で評価

- ▶ 下記の指標について、**計画最終年度（令和7年度末）までに** 達成

指標 1	『ギャンブル等依存が疑われる人等』の割合
指標 2	『ギャンブル等依存症は病気であることを知っている』と回答した府民の割合



■ 施策体系

I	普及啓発の強化	【重点①】若年層を対象とした予防啓発の強化	【重点②】依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進
II	相談支援体制の強化	【重点③】依存症の本人及びその家族等への相談支援体制の充実	
III	治療体制の強化	【重点④】治療可能な医療機関の拡充と治療体制の構築	
IV	切れ目のない回復支援体制の強化	【重点⑤】関係機関等との協働による切れ目のない支援の推進	【重点⑥】自助グループ・民間団体等の活動の充実
V	大阪独自の支援体制の推進	【重点⑦】予防から相談、治療及び回復支援体制の推進	
VI	調査・分析の推進	【重点⑧】ギャンブル等依存症に関する調査・分析の推進	
VII	人材の育成	【重点⑨】相談支援等を担う人材の養成	

第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画の概要



■ 個別目標

重点施策		指標項目	現状値	目標値
①	若年層を対象とした予防啓発の強化	高等学校等における予防啓発授業等の実施率	4校 ※1 (令和3年度末)	毎年度100% ※2 (令和5～7年度末)
		教員向け研修会の参加者数	133名 ※3 (令和3年度末)	毎年度100名以上 (令和5～7年度末)
②	依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進	依存症総合ポータルサイトのアクセス数	5,606件 (令和3年度末)	毎年度2万件以上 ※4 (令和5～7年度末)
		府民セミナー・シンポジウムの参加者数	473名 (令和3年度末)	毎年度2,000名以上 (令和5～7年度末)
③	依存症の本人及びその家族等への相談支援体制の充実	相談拠点及び「依存症ほっとライン(SNS相談)」の相談数	3,244件 (令和4年度末見込)	1.5倍 (令和7年度末)
④	治療可能な医療機関の拡充と治療体制の構築	ギャンブル等依存症を診ることができる精神科医療機関数	25機関 (令和3年度末)	60機関 (令和7年度末)
⑤	関係機関等との協働による切れ目のない支援の推進	相談拠点の相談者数に占める自助グループ・民間団体等への紹介率	25% (令和3年度末)	50%程度 ※5 (令和7年度末)
⑥	自助グループ・民間団体等の活動の充実	補助金・基金を利用したギャンブル等依存症の本人及びその家族等の支援にあたる自助グループ・民間団体数	4団体 (令和3年度末)	増加 (令和7年度末)
		相談拠点が実施する研修・普及啓発事業に占める、自助グループ・民間団体等と連携して取り組んだ事業の割合	33% (令和3年度末)	50%程度 (令和7年度末)
⑦	予防から相談、治療及び回復支援体制の推進	ワンストップ支援を提供できる機能を整備	—	IR開業までに整備完了 ※6
⑧	ギャンブル等依存症に関する調査・分析の推進	ギャンブル等依存症に関する実態調査の実施回数	1回 (令和3年度)	毎年度1回 (令和5～7年度末)
⑨	相談支援等を担う人材の養成	関係機関職員専門研修により養成した相談員数	461人 (令和3年度末)	毎年度500人以上 (令和5～7年度末)

※1：府立高校における出前授業の実施数のため参考値

※2：令和5年度は実施時期が下半期となるため半数の50%

※3：Web研修のみの参加者数であるため参考値

※4：令和5年度は運用時期が下半期となるため半数の1万件

※5：新規の相談には全て自助グループ等を紹介又は情報提供する

※6：IR区域整備計画の認定等の進捗に合わせ計画的に推進



■ 計画の進捗管理

- 大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例（以下、「条例」という。）に基づき、「大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部」において、計画に基づき実施する施策の実施状況の評価を行うとともに、その結果の取りまとめを行う際には、「大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議」の意見を聴取する。
- また、PDCAサイクルを活用し、新たな課題への対応など、必要に応じて施策・事業の見直し、改善に取り組むとともに、計画最終年度には、目標の達成度を検証・評価し、次期計画に反映することとしている。

◆大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部

▶ 知事を本部長とし、条例第12条及び第13条に基づき、ギャンブル等依存症対策推進計画の案の作成や実施の推進、施策の総合調整などを行う。

◆大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議（審議会）

▶ 外部有識者等で構成され、条例第13条第2項に基づく事項について、大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部に対して意見を述べる。

＜参考：条例（抜粋）＞

（大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部）

第十二条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部を置く。

（本部の所掌事務）

第十三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 ギャンブル等依存症対策推進計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
- 三 (略)

2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議の意見を聴かなければならない。

- 一 ギャンブル等依存症対策推進計画の案を作成しようとするとき。
- 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。



重点施策（①～⑨）にかかる個別目標に対する評価

■ 個別目標の体系

個別目標の基本方針を策定に基づきとづいて定にく

個別目標

基本方針 I	重点①	指標①	高等学校等における予防啓発授業等の実施率
		指標②	教員向け研修会の参加者数
基本方針 II	重点②	指標①	依存症総合ポータルサイトのアクセス数
		指標②	府民セミナー・シンポジウムの参加者数
基本方針 III	重点③	指標	相談拠点及び「依存症ほっとライン（SNS相談）」の相談数
基本方針 IV	重点④	指標	ギャンブル等依存症を診ることができる精神科医療機関数
基本方針 V	重点⑤	指標	相談拠点の相談者数に占める自助グループ・民間団体等への紹介率
基本方針 VI	重点⑥	指標①	補助金・基金を利用したギャンブル等依存症の本人及びその家族等の支援にあたる自助グループ・民間団体数
		指標②	相談拠点が実施する研修・普及啓発事業に占める、自助グループ・民間団体等と連携して取り組んだ事業の割合
基本方針 VII	重点⑦	指標	ワンストップ支援を提供できる機能を整備
基本方針 VIII	重点⑧	指標	ギャンブル等依存症に関する実態調査の実施回数
基本方針 IX	重点⑨	指標	関係機関職員専門研修により養成した相談員数

令和6年度施策の実施状況の評価（案）について



【傾向の凡例】↗：現時点で目標値を上回っている ↗：計画策定時より伸びている ↘：計画策定時より減少している

重点	指標項目	現状値		計画目標値 (令和7年度末)	令和6年度 実績値(見込み)	計画目標値 に対する傾向
		現状値	時点			
①	(1)高等学校等における予防啓発授業等の実施率	4校	令和3年度末 ※府立高校における出前授業の実施数のため参考値	毎年度100%	100%	↗
	(2)教員向け研修会の参加者数	Web133名	令和3年度末	毎年度100名以上	158名 (令和7年1月末時点)	↗
②	(1)依存症総合ポータルサイトのアクセス数	5,606件	令和3年度末	毎年度2万件以上	約51,000件	↗
	(2)府民セミナー・シンポジウムの参加者数	473名	令和3年度末	毎年度2,000名以上	約6,400名	↗
③	相談拠点及び「依存症ほっとライン（SNS相談）」の相談数	3,244件	令和4年度末	令和7年度末までに 1.5倍	約6,000件	↗
④	ギャンブル等依存症を診ることができる精神科医療機関数	25機関	令和3年度末	令和7年度末までに 60機関	34機関 (令和6年12月時点)	↗
⑤	相談拠点の相談者数に占める自助グループ・民間団体等への紹介率	25%	令和3年度末	令和7年度末までに 50%程度	46% (令和6年9月時点)	↗
⑥	(1)補助金を利用したギャンブル等依存症の本人及びその家族等の支援にあたる自助グループ・民間団体数	4団体	令和3年度末	令和7年度末までに 増加	8団体12事業	↗
	(2)相談拠点が実施する研修・普及啓発事業に占める、自助グループ・民間団体等と連携して取り組んだ事業の割合	33%	令和3年度末	令和7年度末までに 50%程度	45% (令和6年9月時点)	↗
⑦	ワンストップ支援を提供できる機能を整備	—	—	IR開業までに整備完了	検討会議を2回開催	— (検討継続)
⑧	ギャンブル等依存症に関する実態調査の実施回数	1回	令和3年度末	毎年度1回	毎年度1回	↗
⑨	関係機関職員専門研修により養成した相談員数	461人	令和3年度末	毎年度500人以上	約700名	↗

● 令和7年度末（計画最終年度）の計画目標値達成に向け、一部の指標を除き、概ね順調に進歩していると考えられる。

● 一方で、指標④は計画目標値の半分程度にとどまっており、令和7年度末の達成に向け、具体的取組み（スライド10参照）を引き続き推進していく。

基本方針ごとの令和6年度取組み状況の評価



基本方針 I 普及啓発の強化

重点施策① 若年層を対象とした予防啓発の強化

【凡例（6～15頁の取組み概要）】

●：重点施策の具体的な取組み

□：目標値の指標となる取組み

めざす姿 ➤ ギャンブル等依存症に関する予防啓発により、若年層から正しい知識を持ち、理解することができている。

目標値 ①高等学校等における予防啓発授業等の実施率：毎年度100% ②教員向け研修会の参加者数：毎年度100名以上

◆ 児童・生徒への普及啓発

取組み概要	令和6年度実績（値）	担当部局
● 令和5年度に作成した高校生向け依存症予防啓発ツールの改訂	○ 改訂版を作成し周知（令和7年3月予定）	健康医療部（こころの健康総合C）
□ 教員向けマニュアルを作成し、予防啓発ツールの活用法も含めた教員向け研修等を実施	○ 参加者：158名（令和7年1月末時点。2～3月にオンデマンド研修予定）	健康医療部（こころの健康総合C）
□ 高等学校等における「保健」の授業等において、依存症の予防啓発等が実施されるよう支援	○ 実施率：100%（府立高校）	教育庁（保健体育課）
● オンラインカジノの違法性等につき、高校生への予防啓発等を通じて周知	○ 新たに高校生向けチラシを作成し配布	健康医療部（こころの健康総合C）

◆ 大学・専修学校等への普及啓発

取組み概要	令和6年度実績（値）	担当部局
● 希望のあった大学・専修学校の学生等を対象に、依存症の予防啓発のための「出前授業」を実施	○ 実施校数：8校（9回）※小・中・高大学への出前授業の合計	健康医療部（こころの健康総合C）

◆ 若年層にかかわる機会がある人たちへの普及啓発

取組み概要	令和6年度実績（値）	担当部局
● 青少年指導員等を対象とした、ギャンブル等依存症に関する正しい知識についての研修会等を実施	○ 研修会の開催：2回	健康医療部（こころの健康総合C） 福祉部（子ども青少年課）

評価

● 高校生向け予防啓発ツールの活用法も含めた教員向け研修の実施や、府立高校での予防啓発授業等の実施率が100%であることなどに加え、新たにオンラインカジノの違法性等についてのチラシを作成し配布するなど、最近のギャンブルを取り巻く環境を踏まえた若年層に対する普及啓発とギャンブル等依存症の早期予防に取り組んでいる。

基本方針ごとの令和6年度取組み状況の評価



重点施策② 依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進（1）

めざす姿 ギャンブル等依存症についての誤解や偏見がなくなり、ギャンブル等の問題に悩む本人及びその家族等が、適切な支援につながることができている。

目標値

①依存症総合ポータルサイトのアクセス数：毎年度2万件以上

②府民セミナー・シンポジウムの参加者数：毎年度2,000名以上

◆府民への普及啓発

取組み概要	令和6年度実績（値）	担当部局
□ 依存症に関する各種情報が一元的に集約された「おおさか依存症総合ポータルサイト」を整備するとともに、周知用動画を作成し、SNSを活用したターゲティング広告等により幅広く周知	○ ポータルサイトへのアクセス数：約51,000件（令和7年3月末見込み）	健康医療部（地域保健課）
● セルフチェックやギャンブル等行動の把握等に活用できる、ギャンブル等依存症相談支援アプリ「DaySee」をリリースし、相談拠点、医療機関、市町村等に幅広く周知	○ アプリダウンロード数：1,529ダウンロード（令和7年1月末時点）	健康医療部（地域保健課）
□ 依存症に関する正しい知識の普及等を図るための広く府民を対象としたセミナーを開催	○ 参加者：約6,400名（令和7年3月末見込み） ※オンライン参加含む	健康医療部 (地域保健課・こころの健康総合C)
● 各保健所圏域にて、府民・関係機関を対象としたセミナーや交流会等の開催を通じ、依存症に関する正しい知識を普及	○ 開催等した保健所数：10保健所（令和7年1月末見込み）	大阪府・中核市保健所
● 新成人向けの啓発チラシを新たに作成し、府内各市町村で開催される成人式等において配布	○ 配布した市区町村数：43市町村	健康医療部（こころの健康総合C）
● 消費者向けイベントや事業所向けセミナー等においてリーフレット等を配架・配布する等、ギャンブル等依存症に関する啓発を実施するとともに、「債務整理相談窓口」等の周知を実施	○ リーフレット配架・配布 ○ 「債務整理相談窓口」をホームページで周知等	府民文化部（消費生活C） 商工労働部（金融課・労働環境課）
● オンラインカジノに関するポスターの配布、安まちメール、Xへの配信及び大阪府警察ホームページでの掲載による広報啓発を実施	○ 毎月末、オンラインカジノの違法性や危険性を周知するため、警告文・ポスター画像を安まちメールやXに配信し、常時、大阪府警ウェブサイトでも同様の広報を実施	大阪府警察本部

基本方針ごとの令和6年度取組み状況の評価



重点施策② 依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進（2）

◆多様な関係機関と連携したギャンブル等依存症問題啓発月間における普及啓発

取組み概要	令和6年度実績（値）	担当部局
● 啓発月間において、シンポジウムを開催したほか、啓発動画を作成し、SNSを活用したターゲティング広告や関係各所でのデジタルサイネージ放映等により普及啓発を実施	○ 啓発月間（5月）シンポジウム開催：1回 ○ 啓発動画のスマートフォン表示回数：約101万回	健康医療部（地域保健課）
● 啓発月間において、府内関係課や民間企業等と協力し、依存症の正しい知識の普及や相談窓口等の情報について周知	○ 府内 チラシ配布数：270部 ○ 府内 ポスター掲示数：96部 ○ 民間 協力先企業・大学等：10社、5大学・専門学校	健康医療部（地域保健課）
● 啓発月間において、各保健所等でロビー展示等の啓発を実施	○ 実施保健所数：16箇所（全ての大阪府及び中核市保健所）	大阪府・中核市保健所
● 啓発月間において、OACの加盟機関・団体の取組み等をとりまとめ、情報発信	○ 府ホームページで紹介	健康医療部（こころの健康総合C）
● 啓発月間中、府内各市町村において、府舎でのチラシ・ポスター掲示や、デジタルサイネージ・広報誌・HP等さまざまな媒体を活用した広報を独自に展開	○ 実施市町村数：全43市町村	健康医療部（地域保健課）
● 啓発月間中、関係事業者（公営競技場とばらんこ・パチスロ営業所）において、ポスター掲示のほか、場内スクリーンでの動画放映や電光掲示板での啓発メッセージ発信など、独自の広報を実施	○ 実施事業所数：4事業所 (大阪府遊技業協同組合、大阪府都市ボートレース企業団、岸和田市公営競技事業所、日本中央競馬会(JRA))	健康医療部（地域保健課）

- 評価
- 「おおさか依存症ポータルサイト」を通じた情報発信や、府民を対象としたセミナー等の開催など、様々な媒体や手段を活用し広報啓発を実施。
 - また、ギャンブル等依存症問題啓発月間において、市町村や保健所、関係事業者及び民間団体等と連携しながら、多様な広報活動を展開するなど、広く府民を対象とした普及啓発により、依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進に取り組めている。

基本方針ごとの令和6年度取組み状況の評価



基本方針Ⅱ 相談支援体制の強化

重点施策③ 依存症の本人及びその家族等への相談支援体制の充実

めざす姿 ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が、抱える課題に応じて適切な相談支援を受けることができている。

目標値

相談拠点及び「依存症ほっとライン（SNS相談）」の相談数：令和7年度末までに1.5倍

◆ 相談窓口の整備

取組み概要	令和6年度実績（値）	担当部局
□ SNS相談「大阪依存症ほっとライン」を実施するとともに、お困り事に応じて必要な情報提供等を行う「チャットボットシステム」を構築	○ SNS相談件数：約1,400件（令和7年3月末見込）	健康医療部（地域保健課）
● 弁護士による借金専門相談を実施するとともに、相談窓口を周知	○ 借金専門相談：29件（令和6年12月末見込） ○ 5月の啓発月間中、通常の土曜相談を拡大実施（5月第3土曜、6月第1・3土曜に実施。）	健康医療部（こころの健康総合C）

◆ 本人及びその家族等への相談支援の充実

取組み概要	令和6年度実績（値）	担当部局
□ 依存症相談拠点（精神保健福祉センター・保健所）において、依存症の本人及び家族等への相談支援を実施	○ 相談拠点等における相談件数：約4,600件（令和7年3月末見込）	健康医療部（地域保健課・こころの健康総合C）・保健所
● 消費生活相談の中で、ギャンブル等問題に関する要因が背景にある場合には、保健所等の相談窓口等へのつなぎや情報提供を実施	○ 消費生活相談件数：約6,000件（令和6年12月末時点）	府民文化部（消費生活C）
● DV被害者支援や児童虐待に関する会議・研修等で、支援者（団体）に対し、背景に依存症に関連した問題があった場合又は疑われる場合の支援や保健所等の相談窓口等についての情報提供を実施	○ 府主催の児童虐待に関する研修等で情報提供を実施	福祉部（家庭支援課）
● 女性相談、男性相談の中で、背景にギャンブル等依存症問題を抱える者に対し、相談窓口等の情報提供を実施	○ 女性電話・面接相談、男性電話相談延べ件数：3,841件（令和6年12月時点）	府民文化部（男女参画・府民協働課）

◆ 回復支援の充実

取組み概要	令和6年度実績（値）	担当部局
● OSAKALごとフィールドにおいて、ギャンブル等依存症問題など様々な阻害要因を抱える者に対し、カウンセリングやセミナー等を通じて就業支援を実施	○ セミナー等を通じて就業支援を実施	商工労働部（就業促進課）

基本方針ごとの令和6年度取組み状況の評価



基本方針Ⅲ 治療体制の強化

重点施策④ 治療可能な医療機関の拡充と治療体制の構築

めざす姿 ▶ 地域の身近な医療機関で、ギャンブル等依存症の治療を受けることができ、必要に応じて、地域の医療機関から依存症専門医療機関につながることができている。

目標値

ギャンブル等依存症を診ることができます精神科医療機関数：令和7年度末までに60機関

◆ ギャンブル等依存症の治療が可能な医療機関の充実

取組み概要	令和6年度実績（値）	担当部局
● 医療機関に対して、必要に応じギャンブル等依存症の専門医療機関に繋ぐよう連携促進について協力を依頼	○ 府内精神科医療機関に対し、ポータルサイトを周知	健康医療部（こころの健康総合C）
● 医療機関向けのギャンブル等依存症簡易介入マニュアルを作成し、その活用・普及に向けた医療機関対象の研修を実施	○ 医療機関向け研修会：1回・受講者数119名	健康医療部（こころの健康総合C）

◆ 専門治療プログラムの普及

取組み概要	令和6年度実績（値）	担当部局
● 依存症治療拠点機関で実施している専門治療プログラムの普及支援を実施（依存症治療拠点機関である大阪精神医療センターに委託）	○ GAMP普及支援（支援医療機関）：2医療機関 ○ 「GAMP普及リーフレット」を作成し、精神科医療機関へ周知	健康医療部（こころの健康総合C）

◆ 受診したギャンブル等依存症の本人等への支援

取組み概要	令和6年度実績（値）	担当部局
● 自助グループや相談窓口、医療機関等の情報を掲載した冊子を、医療機関職員対象の研修等で配布し、医療機関において、府民から相談があった際に活用してもらう。	○ 医療機関職員研修にて自助グループ・民間団体についての情報提供を実施（2回）	健康医療部（こころの健康総合C）

基本方針ごとの令和6年度取組み状況の評価



基本方針IV 切れ目のない回復支援体制の強化

重点施策⑤ 関係機関等との協働による切れ目のない支援の推進

めざす姿 ▶関係機関等が連携し、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が、相談・治療・回復支援を切れ目なく適切に受けることができている。

目標値

相談拠点の相談者数に占める自助グループ・民間団体等への紹介率：令和7年度末までに50%

◆ネットワークの強化

取組み概要	令和6年度実績（値）	担当部局
● 大阪アディクションセンター（OAC）のネットワークを通じて、医療・福祉・司法・教育・自助グループ・民間団体・行政等が情報共有・連携促進を図った	○ OAC交流イベント：1回開催（参加者：62名） ○ 地域交流会（保健所圏域等）：11回開催（令和7年3月末見込み）	健康医療部（こころの健康総合C） 大阪府・中核市保健所
● 大阪府依存症関連機関連携会議及び同専門部会等を開催し、OAC（大阪アディクションセンター）の連携協力体制を構築	○ 依存症関連機関連携会議：2回開催 ○ ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会：1回開催	健康医療部（こころの健康総合C）
● 保健所における精神保健医療福祉に関するネットワーク会議において、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等への支援に関する情報共有や事例検討を実施	○ 開催した保健所数：3保健所（令和6年9月末時点）	大阪府・中核市保健所
□ 相談拠点の相談者に対し、自助グループ・民間団体等についての情報提供を実施	○ 自助グループ等の情報を提供した割合：46%（令和6年9月末時点）	健康医療部（こころの健康総合C） 大阪府・中核市保健所

◆円滑な連携支援の実施

取組み概要	令和6年度実績（値）	担当部局
● 関係機関等が円滑な連携が図れるよう、カンファレンス等を実施し、連携モデルを構築	○ 事例検討会の開催：6回（令和7年3月末見込み）	健康医療部（こころの健康総合C）

評価

● 大阪府依存症関連機関連携会議等の開催によりOACの強化を図るとともに、円滑な連携支援を行うための連携モデルの構築を図るなど、関係機関等との協働による切れ目のない支援の推進に取り組んでいる。

基本方針ごとの令和6年度取組み状況の評価



重点施策⑥ 自助グループ・民間団体等の活動の充実

めざす姿 ギャンブル等依存症の本人及びその家族等に対する身近な支援の担い手として、自助グループ・民間団体等の活動が府域において幅広く展開されている。

目標値

①補助金を利用したギャンブル等依存症の本人及びその家族等の支援にあたる自助グループ・民間団体数：令和7年度末までに増加

②相談拠点が実施する研修・普及啓発事業に占める、自助グループ・民間団体等と連携して取り組んだ事業の割合：令和7年度末までに50%程度

◆ 自助グループ・民間団体等が行う活動への支援

取組み概要	令和6年度実績（値）	担当部局
□ OACに加盟する機関・団体が取り組むミーティング活動、相談事業・普及啓発・情報提供への補助を行う「早期介入・回復継続支援事業」を実施	<ul style="list-style-type: none">○ 「早期介入・回復継続支援事業」に基づく補助金により活動支援した団体数：8団体・12事業○ 「社会復帰支援促進事業費補助金」（ギャンブル等依存症対策基金活用事業）により活動支援した団体数：2団体・2事業	健康医療部（地域保健課）
● 自助グループや民間団体等が行う、府民を対象とした公益性の高い取組みについて後援し、活動の広がりを支援	<ul style="list-style-type: none">○ 後援名義（ギャンブル）：1件（令和7年1月末時点）	健康医療部（地域保健課）

◆ 自助グループ・民間団体等との協働

取組み概要	令和6年度実績（値）	担当部局
● 自助グループ・民間団体等と連携し、ギャンブル等依存症についての正しい知識の普及や理解促進のための普及啓発活動などを実施	<ul style="list-style-type: none">○ 見学会開催回数：9機関を対象に計20回、延べ99名が参加	健康医療部（こころの健康総合C）
● 人材養成研修等に自助グループ・民間団体等が参画し、体験談の講演を行うなど、当事者の声に接する機会を創出することにより、支援者間での協働意識の醸成を図った	<ul style="list-style-type: none">○ 体験談等の講演数：計13回、延べ23名が参加（令和6年12月末時点）	健康医療部（こころの健康総合C）

評価 ● OAC加盟の民間団体等が取り組む活動に対する財政的支援等や、今年度は新たにギャンブル等依存症対策基金を活用した補助事業による支援に加え、自助グループ・回復支援施設等への見学会や研修会等で、団体等の協力のもと、所属する当事者等の体験談をもとにした講演を行うなど、自助グループ等の活動の裾野拡大および協働意識の醸成に取り組めている。

基本方針ごとの令和6年度取組み状況の評価



基本方針V 大阪独自の支援体制の推進

重点施策⑦ 予防から相談、治療及び回復支援体制の推進

めざす姿 ▶相談・医療・回復のワンストップ支援を享受できる機能整備等を図ることで、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が、地域で安心して生活を送ることができる。

目標値

ワンストップ支援を提供できる機能を整備：IR開業までに整備完了

◆ OATISによる取組みの推進

取組み概要	令和6年度実績（値）	担当部局
● 依存症総合支援センター（大阪府こころの健康総合センター）と依存症治療・研究センター（大阪精神医療センター）が連携して形成する大阪依存症包括支援センター（OATIS）において、双方の取組みをコミットできるようミーティング等を開催	○ OATIS連絡会：4回開催	健康医療部（こころの健康総合C）

◆ 「(仮称)大阪依存症センター」の整備

取組み概要	令和6年度実績（値）	担当部局
□ 「(仮称)大阪依存症センター」の機能についての検討を実施	○ 「(仮称)大阪依存症センター」機能検討会議を2回開催 ○ センターの一部機能（相談・医療・回復へのワンストップ支援及び普及啓発・情報発信）についてとりまとめ（令和6年12月公表）	健康医療部（地域保健課）
● 「(仮称)大阪依存症センター」の機能検討にあたって、市町村や医療機関、精神保健福祉センター、民間団体等と連携し必要な支援が行えるよう、推進会議等で関係機関等の意見を聴取	○ 大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議：1回開催	健康医療部（地域保健課）

- 評価
- 大阪独自の支援体制として、現行の大阪依存症包括支援センター（OATIS）による取組みを推進するとともに、将来を見据え、「(仮称)大阪依存症センター」の設置に向けた機能検討を行い、その一部機能についてとりまとめを行うなど、ギャンブル等依存症の本人やその家族等が、相談・医療・回復のワンストップ支援を享受できるような機能整備に取り組めている。

基本方針ごとの令和6年度取組み状況の評価



基本方針VI 調査・分析の推進

重点施策⑧ ギャンブル等依存症に関する調査・分析の推進

めざす姿 ➤ギャンブル等依存症に関する調査・分析を進めることで、最適な対策の検討につなげることができている。

目標値

ギャンブル等依存症に関する実態調査の実施回数：毎年度1回

◆ギャンブル等依存症に関する実態調査

取組み概要	令和6年度実績（値）	担当部局
□ ギャンブル等依存症に関する実態を把握するための府民を対象とした調査を実施	○ 「健康と生活に関する調査」実施（令和7年3月公表）	健康医療部（こころの健康総合C）
● ギャンブル等依存症対策の効果を正しく把握するための調査方法等について、有識者の意見を聴取し、検討を実施	○ 学術機関に調査委託	健康医療部（地域保健課）

◆ギャンブル等依存症の本人及びその家族等の実状把握

取組み概要	令和6年度実績（値）	担当部局
● 支援対象者の実状等を把握するため、ギャンブル等依存症の本人やその家族等を対象とした調査・分析を実施	○ 精神保健福祉センター等でのギャンブル等依存症の相談実情について状況把握を実施	健康医療部 (地域保健課・こころの健康総合C)

評価

● ギャンブル等依存症に関する実態を把握するため、府民を対象に「健康と生活に関する調査」を実施するとともに、対策の効果を正しく把握するための調査方法等について検討を行った。また、精神保健福祉センター等でのギャンブル等依存症の相談実情の把握に努めるなど、依存症対策に有用なエビデンスの蓄積に向け取り組めている。

基本方針ごとの令和6年度取組み状況の評価



基本方針VII 人材の養成

重点施策⑨ 相談支援等を担う人材の養成

めざす姿 ➤ ギャンブル等依存症の本人及びその家族等に対し、適切な支援を行う人材が府内の様々な相談窓口に配置されている。

目標値

関係機関職員専門研修により養成した相談員数：毎年度500人以上

◆ 段階的養成プログラムの作成

取組み概要	令和6年度実績（値）	担当部局
● 相談員を養成するためのプログラム等について検討を実施	○ 有識者の意見を聴取	健康医療部（地域保健課）

◆ 様々な相談窓口等での相談対応力の向上

取組み概要	令和6年度実績（値）	担当部局
□ 依存症相談拠点の相談員を対象に、スキルアップのための研修を実施	○ 依存症相談対応・実践研修：2回・受講者91人 ○ 依存症相談対応・強化研修：2回・受講者100人（令和7年3月末見込） ○ 事例検討（依存症相談拠点対象）：2回・参加者12人	健康医療部（こころの健康総合C）
□ さまざまな相談窓口職員を対象に、依存症の基礎知識や、相談の受け方等についての研修を実施	○ ベーシック研修：3回・受講者134人 ○ 依存症相談対応・基礎研修：4回・受講者367人（オンライン含む）	健康医療部（こころの健康総合C）
● 子どものSOSに対応するために、教職員を対象に学校教育相談課題別研修を実施	○ 研修「精神疾患の理解と対応」の実施：受講者数77名	教育庁（高等学校課）
● ギャンブル等依存症問題を有する生活保護者へ適切な支援を行うことができるよう、ケースワーカーに対し、国等が主催する研修等への参加を促すとともに、相談窓口等について情報提供を実施	○ 生活保護担当ケースワーカー全国研修会等 参加人数（政令・中核市含む）：28名（対面）	福祉部（社会援護課）

評価 ● 依存症相談拠点や市町村等における様々な相談員をはじめ教職員などを対象に、ギャンブル等依存症についての正しい知識や支援スキルを習得するための研修を段階に応じて実施するなど、相談支援等を担う人材の養成に向け取り組めている。

【参考】令和6年度における関係事業者の取組み



■ 関係事業者とは

➤ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者

【ギャンブル等依存症対策基本法（基本法）第7条】

＜参考：基本法（抜粋）＞

（関係事業者の責務）

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者（「関係事業者」という。）は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。）に配慮するよう努めなければならない。

（ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施）

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

【府内の公営競技場・場外発売所】 <令和6年2月時点>

	名 称	公営競技種目
競技場	ブッキースタジアム岸和田	競輪
	ポートレース住之江	モーター ボート競走

	名 称	公営競技種目
場 外 発 売 所	ウインズ難波	中央競馬
	ウインズ道頓堀	中央競馬
	ウインズ梅田	中央競馬
	ライトウインズりんくうタウン	中央競馬
	DASH心斎橋	地方競馬
	DASH岸和田	地方競馬
	サテライト大阪	競輪・オートレース
	ポートピア梅田	モーター ボート競走
	ポートレースチケットショップりんくう	モーター ボート競走

【参考】令和6年度における関係事業者の取組み



1. ブッキースタジアム岸和田（岸和田競輪）及び岸和田市（施行者）

計画に掲げる取組み項目	取組み概要
全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制 (例) <ul style="list-style-type: none">レースのチラシを作成する際は依存症に配慮した文言を入れる。	<ul style="list-style-type: none">ポスターやHPに、年齢についての注意喚起に加え、「適度に楽しみましょう」の文言を入れている。
インターネット投票に関する注意喚起 (例) <ul style="list-style-type: none">ホームページ上で、インターネット投票を利用したのめり込み等に対する注意喚起を行う。	<ul style="list-style-type: none">岸和田けいりんでは令和6年度より「スマホ投票」システムを導入した。システムにお金をチャージするための機器は岸和田競輪場内にしか置いておらず、また、その機器にはのめり込みへの注意喚起を記したシールを掲示している。また、岸和田けいりんHPには「車券の購入にのめり込んでしまう不安のある方へ」というページを作成しており、公益財団法人JKAお客様相談コーナーの連絡先を掲載している。
本人・家族申告によるアクセス制限の強化 (例) <ul style="list-style-type: none">本人又はその家族が入場制限を望む場合には、申請手続きに基づき、警備員による入場確認を行う。	<ul style="list-style-type: none">全国競輪施行者協議会が定めた「本人申請による競輪場・場外車券売場への入場規制の概要」「家族申請による競輪場・場外車券売場への入場規制の概要」のルールに則り、希望者には案内を実施している。
競輪場における20歳未満の者の購入禁止の強化 (例) <ul style="list-style-type: none">警備員を配置、巡回により20歳未満の者の投票権券の購入禁止を徹底する。	<ul style="list-style-type: none">各投票所をはじめ、場内には競輪の開催状況に応じた警備員を配置し、20歳未満と思われる者が投票券を購入しようとした場合は声掛けを行い、身分証の提示を求めるよう徹底している。
競輪場における相談体制の強化 (例) <ul style="list-style-type: none">競輪場内に相談窓口を設置して相談に応じるとともに、総合案内等で相談を受けた際は、相談窓口を案内する。	<ul style="list-style-type: none">当競輪場ではJKAの自営警備隊によるギャンブル依存症等を始めとした相談窓口を設置している。市職員も自営警備隊と連携し、状況に応じて大阪府の相談窓口等を案内する等、状況に応じた相談体制を構築している。

【参考】令和6年度における関係事業者の取組み



2. ボートレース住之江及び大阪府都市ボートレース企業団・箕面市（施行者）

計画に掲げる取組み項目	取組み概要
全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制 (例) • レースのチラシを作成する際は依存症に配慮した文言を入れる。	<ul style="list-style-type: none"> 出走表やスポーツ新聞広告などに、のめりこみ等に対する注意喚起文言を掲載。 場内に業界作成のギャンブル依存症等啓発ポスターを掲示。 啓発月間時に、大阪府作成の啓発動画やポスターを場内で放映・掲示。 啓発週間時に、内閣官房作成の啓発動画やポスターを場内で放映・掲示。
インターネット投票に関する注意喚起 (例) • ホームページ上で、インターネット投票を利用したのめり込み等に対する注意喚起を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ボートレース住之江ホームページ上でインターネット投票を利用したのめり込み等への注意喚起バナーを掲載。
本人・家族申告によるアクセス制限の強化 (例) • 本人又はその家族が入場制限を望む場合には、申請手続きに基づき、警備員による入場確認を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 競走場への入場制限に関する電話問い合わせを2件対応し、そのうち2件は本人による入場制限申請があったため、対応マニュアルに基づき説明のうえ申請に基づき入場制限措置を実施。
競走場における20歳未満の者の舟券の購入禁止の強化 (例) • 警備員を配置、巡回により20歳未満の者の投票権券の購入禁止を徹底する。	<ul style="list-style-type: none"> 場内放送及び出走表、新聞広告で20歳未満の舟券購入できない注意喚起を実施。 場内警備員を券売機周辺に配置、場内巡回時に、舟券購入しようとする20歳未満と思われる者に声掛け及び年齢確認し、20歳未満の場合競走場外へ退場させた。（令和6年度 120件） 券売機及び記載台に20歳未満購入不可の注意喚起シールの貼付。
競走場における相談体制の強化 (例) • 競輪場内に相談窓口を設置して相談に応じるとともに、総合案内等で相談を受けた際は、相談窓口を案内する。	<ul style="list-style-type: none"> 総合インフォメーションに相談窓口を設置し相談を受けるとともに、施行者ギャンブル等依存症対策担当者に連絡し対応を引き継いだ。 出走表に総合インフォメーションで相談でき、専門機関の紹介などについて記載。 相談窓口に専門機関紹介チラシやギャンブル等依存症に関する啓発リーフレットの配置した。
従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化 (例) • 担当者が研修に参加し、研修内容を反映した対応マニュアルを整備して相談対応を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年3月6日にギャンブル依存症予防回復支援センターと連携し業界の中央団体が実施する「地区別ギャンブル依存症対策担当者研修会」に参加。会議の議題としては下記のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> ①ギャンブル等依存症の概要 ②依存症の基礎知識 ③『ギャンブル等依存症』を理解するためのポイント ④各場でご対応いただきたいこと ⑤基本計画について ⑥ボートレース業界での取り組み ⑦ギャンブル依存症予防回復支援センターの取り組み



3. 大阪府遊技業協同組合

計画に掲げる取組み項目	取組み概要
全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制 (例) • 全国的な指針を踏まえ、広告チラシにはのめり込みへの注意喚起の文言を入れる。	<ul style="list-style-type: none"> 「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」「パチンコは18歳になってから」といった注意喚起標語のより一層の定着を図るため、「依存対策実施状況調査」の結果に基づき、標語未使用の店舗に対する指導を強化した。 また、「パチンコ・パチスロ依存問題啓発週間」においては、内閣官房等が作成に係る通年用啓発ポスター及び大阪府が作成に係る啓発メッセージ・ポスター・動画などを活用のうえ、広報啓発活動を推進した。
本人・家族申告によるアクセス制限の強化 (例) • 本人又はその家族が入場制限を望む場合には、申請手続きに基づき、店員が入場制限のある客を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> 自己申告・家族申告プログラムの導入店舗数は、一昨年12月現在で、組合員全店舗が導入済み（100%）であるが、同プログラムの更なる利用促進のため、日遊協が作成に係る啓発チラシ「パチンコ・パチスロスマートPLAYスタイルのススメ」及び標語（バナー）「自己申告・家族申告プログラムが〈あなた〉と〈あなたの大切な方〉をサポートします。」などを活用した周知を実施した。
18歳未満の者たち入りを防ぐ取組みの強化 (例) • 18歳未満は立入禁止であることを周知徹底する。疑われる人に対しては身分証明の提示を求める。	<ul style="list-style-type: none"> 従来から店舗出入口での「18歳未満の入店はできない」旨の表示、及び18歳未満遊技禁止シールの貼付や立入・遊技禁止ポスターの掲示などを行っているが、更に、「18歳未満の可能性がある者に対する身分証明書による年齢確認」の徹底を継続実施している。
遊技場における相談体制の強化及び従業員教育の推進による依存症対策実施体制の強化 (例) • 安心パチンコ・パチスロアドバイザーの養成研修等による従業員教育の推進等を図るとともに、同アドバイザーを配置し相談体制を強化する。必要に応じて、リカバリーサポート・ネットワークの電話相談を紹介する。	<p>①遊技場における相談体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 大遊協では、遊技客に依存問題の適切な案内ができる担当者を各店舗で育成するために、2017年から「安心パチンコ・パチスロアドバイザー講習会」を、毎年3回実施しているが、昨年末で、延べ70回開催し、受講者数は、総数3,550人となった。 <p>②従業員教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ホールスタッフ一人ひとりが、パチンコ依存問題に関する知識を自身のレベルに合った無料動画で分かりやすく学べる講座として、リカバリーサポート・ネットワークが開設した「パチンコ・パチスロ依存問題基礎講座」の登録利用促進を行った。 <p>③ギャンブル依存に関する調査依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ギャンブル依存症対策を推進すべく、ギャンブル依存に関する研究を積み重ね、学識が高い、都留文科大学 早野教授に対し、あらゆるギャンブルを依存症の観点から分析するといった調査依頼を行った。

【参考】令和6年度実施の実態調査の結果



項目	『ギャンブル等依存が疑われる人等』の割合 (SOGS 3点以上)				『ギャンブル等依存症は病気であることを 知っている』と回答した府民の割合 (全年齢層)															
結果	令和4年度 (計画策定時)	令和5年度	令和6年度	令和7年度末 計画目標	令和4年度 (計画策定時)	令和5年度	令和6年度	令和7年度末 計画目標												
	3.4% 〔95%信頼区間 2.8-4.0〕	3.9% 〔95%信頼区間 3.7-4.4〕	3.2% 〔95%信頼区間 2.7-3.6〕	3.4%未満	82.4%	80.3%	83.9%	90%以上												
	<ul style="list-style-type: none"> <u>3.9%から3.2%となり、令和5年度と比べるとわずかに減少しているが、令和4年度からの3年間でみると、ほぼ横ばい。</u> <u>当該割合（いわゆる「有病率」）については、短期的な施策の効果が現れにくい傾向があることから、継続的に調査を実施し、中長期的な視点で推移を注視していく必要がある。</u> <u>併せて、施策の効果をより正しく把握できるような指標や調査方法についても、有識者の意見等を踏まえながら、中長期的に検討を進めていく必要がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>80.3%から83.9%となり、割合は増加した。</u> 年代別では、本調査においては、20代、30代、40代、50代については90%を超える割合を示している。 引き続き、若年層をはじめ、幅広い世代への普及啓発の取組みが必要である。 																		
	<p>※95%信頼区間 同じ調査を100回実施した場合、95回はその区間に内に真の値が含まれていることを意味する。</p>	<p>『ギャンブル等依存症は病気であることを知っている』と回答した者の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢層 (n)</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18～19歳 (n=109)</td> <td>85.0%</td> </tr> <tr> <td>20～29歳 (n=525)</td> <td>90.2%</td> </tr> <tr> <td>30～39歳 (n=711)</td> <td>91.6%</td> </tr> <tr> <td>40～49歳 (n=979)</td> <td>92.3%</td> </tr> <tr> <td>50～59歳 (n=1,379)</td> <td>91.2%</td> </tr> <tr> <td>60～69歳 (n=1,162)</td> <td>86.9%</td> </tr> <tr> <td>70～79歳 (n=1,203)</td> <td>82.6%</td> </tr> <tr> <td>80歳以上 (n=595)</td> <td>75.9%</td> </tr> </tbody> </table>	年齢層 (n)	割合 (%)	18～19歳 (n=109)	85.0%	20～29歳 (n=525)	90.2%	30～39歳 (n=711)	91.6%	40～49歳 (n=979)	92.3%	50～59歳 (n=1,379)	91.2%	60～69歳 (n=1,162)	86.9%	70～79歳 (n=1,203)	82.6%	80歳以上 (n=595)	75.9%
年齢層 (n)	割合 (%)																			
18～19歳 (n=109)	85.0%																			
20～29歳 (n=525)	90.2%																			
30～39歳 (n=711)	91.6%																			
40～49歳 (n=979)	92.3%																			
50～59歳 (n=1,379)	91.2%																			
60～69歳 (n=1,162)	86.9%																			
70～79歳 (n=1,203)	82.6%																			
80歳以上 (n=595)	75.9%																			

【参考】令和7年度 依存症対策強化事業について



➤ 令和7年度当初予算額：132,311千円（令和6年度当初予算額：122,071千円）

目的	「大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例」及び「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画（令和5年度～7年度）」などに基づき、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進。	
内容	「普及啓発の強化」など7つの基本方針に沿って、若年層への予防啓発、相談支援体制及び治療体制の強化に加え、実態把握調査にかかる取組みの拡充や、地域支援人材養成事業を実施するなど、総合的な対策を推進。	
	基本方針	具体的な取組み
I 普及啓発の強化		<ul style="list-style-type: none">● 啓発月間・週間における啓発イベントの開催（5月：府ギャンブル等依存症問題啓発月間、11月：アルコール関連問題啓発週間）● 「おおさか依存症ポータルサイト」の運営 等
II 相談支援体制の強化		<ul style="list-style-type: none">● SNS依存症相談「依存症ほっとライン」等の運営● 医師、相談員、心理職員などそれぞれの職種の強みを生かした専門相談の実施 等
III 治療体制の強化		<ul style="list-style-type: none">● 医療機関向け簡易介入マニュアル普及事業や医療機関職員向け専門研修事業の実施 等
IV 切れ目のない 回復支援体制の強化		<ul style="list-style-type: none">● 支援機関連携モデル構築事業や民間団体等補助事業（依存症早期介入・回復継続支援事業）の実施 等
V 大阪独自の支援体制の推進		<ul style="list-style-type: none">● 「(仮称)大阪依存症センター」の設置について、IR開業までの設置に向け、機能の具体化をはじめとした検討を実施
VI 調査・分析の推進 《拡充》		<ul style="list-style-type: none">● ギャンブル等依存症に関する実態調査の実施 府民調査、相談機関・専門医療機関利用者を対象とした実情調査 等
VII 人材の養成 《拡充》		<ul style="list-style-type: none">● 関係機関職員専門研修（依存症相談対応従事者向け）の実施● 地域支援人材育成事業（地域の支援者向け）の実施 等

●上記に加え、取組みの進捗管理や、第3期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画（R8～R10）の策定検討



- 大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画は、大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例に基づき、
少なくとも3年ごとに、計画に検討を加え、必要があると認める時は、これを変更することとしている。
- また、基本条例においては、計画の案を作成しようとするときには、大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議の意見を聴かなければならないとしている。

【令和7年度】

令和7年3月末 (参考) 国の「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」の変更

令和7年6月～ 大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議を2～3回開催 (計画案への意見聴取)

(この間) 第3期計画案に対するパブリックコメントを実施

令和8年3月 大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部を開催 ▶ 3月末を目途に第3期計画を策定